

教育原理／教育基礎論
第 10 テーマ 就学前教育(1)
幼保二元体制の特徴と問題点

日付:

☆**幼保二元体制**

・幼稚園と保育所が、異なる体制のもとで設置、管理、運営されていること。

※具体的に、幼稚園と保育所では何が異なる？

→ (設置、法的根拠)、 (管轄、行政、管理)、 (日常的運営)
→その他の点…「Ⅲ 幼稚園と保育所の比較」

0 就学前教育、幼児教育、保育とは

※就学前教育…就学以前の、主に施設における教育

※幼児教育…就学前教育とほぼ同じ

※保育…

【参考】 幼稚園における「保育」…**保護**と 保育所における「保育」… **と教育**

I 保育制度の歴史(ヨーロッパ編)(略)

☆ヨーロッパにおける施設保育の系譜(概要)

①幼児に対して教育を行う施設 (例)幼稚園

…幼児のための目的や方法で、幼児を教育する施設

→学校教育制度の第一段階へ

②子どもの保護や福祉のための施設 (例)託児所

…劣悪な環境にある子どもを保護する、あるいは、浮浪化を防ぐために収容する施設

→幼児の教育よりも保護に重点を置く施設

II 保育制度の歴史(日本編)

☆幼保二元体制(日本の歴史編)→レジュメp.3【日本における幼児教育略史】

※幼稚園

- ・最初の官立幼稚園→1876年設置
- ・上流階級向けの幼児教育施設？
- ・幼稚園は文部省の管轄下に(1879)
…幼稚園＝「家庭教育を補う」施設(幼稚園令)

※保育所(戦前は「託児所」)

- ・最初の公立託児所→1919年設置
- ・感化救済事業としての託児事業
- ・託児所は内務省管下(1908)→厚生省(1938)
…託児所＝児童を保護する施設(社会事業法)

Ⅲ 幼稚園と保育所の比較

	幼稚園	保育所(認可保育所)
所管省庁 根拠法令 関連法令	学校教育法施行令、同施行規則、 など	など
施設の区分 目的	(幼稚園) 幼児を____し、幼児の健やかな成長のために適当な____を与えて、その心身の発達を____すること	(保育所) ____乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて____を行うこと
入園・入所対象 年間開設日数	満____歳～____の幼児 39週以上	____歳～____の「____」乳幼児 300日
一日の保育時間 長期休暇	標準____時間※預かり保育(H12～) あり	原則____時間 ※延長保育(S56～) なし
教育課程・保育 内容	(____)に従い 各園が教育課程を編成・実施	(____)に基づ き各所が保育・指導計画を作成・実施
設置主体	国(国立大学法人)、地方公共団体、 学校法人 (特区例外あり)	制限なし
施設設置認可等	公立(認可): 都道府県教育委員会 私立(認可): 都道府県	公立(届出): 都道府県 私立(認可): 都道府県
入所契約の形態 保育料	保護者と施設の____契約 施設が保育料を設定して徴収 (所得に応じて就園奨励費を助成)	保護者と____の契約(入所要件あり) 市町村が保育料を設定して徴収(例外あり。所得に応じた負担)
職員配置基準	園長、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、教頭(例外)、養護教諭、養護助教諭、事務職員(以上努力義務)	保育士、嘱託医、調理員(例外)
施設数 在園(所)者数	10,474(うち私立6,688)園(2018) 1,207,884(うち私立1,015,792)人(2018)	27,137(うち私立18,421)所(2017) 2,645,050(うち私立-人(2017)
名称 根拠法令 免許／資格	幼稚園の保育者 教育職員免許法 幼稚園教諭専修免許状、一種免許状、二種免許状	保育所の保育者 児童福祉法(2001年より) 保育士資格
資格取得方法	大学、短期大学、専修学校における養成課程の修了(例外あり)	厚生労働大臣の指定する保育士養成機関の卒業ないし保育士試験合格
保育者数	95,592(うち私立76,309)人(2018)	363,003(保育所勤務)人(2017)

*「保育を必要とする」……①就労、②妊娠・出産、③疾病、負傷、精神ないし身体の障害、④同居の親族の介護または看護、⑤災害復旧、⑥求職活動、⑦就学、⑧虐待、DV、⑨育休取得時における保育の利用、⑩その他(子ども・子育て支援法施行規則第1条)

☆保育所が原則として「保育に欠ける」乳児および幼児のみを受け入れてきたことの問題点は？

【重要】 待機児童問題

【発展】 保育所の入所契約の形態の問題点……子の入所する保育所を決定する者は？

【参考】 「保活」……背景に、深刻な 問題

☆これまでの幼保二元体制の問題点

※幼児教育()と保育()の不平等

= (保育に 子) (保育に 子)

→ 児童の増加

※幼児教育・保育施設の管理運営や法制、保育者の資格・養成などが煩雑・複雑
端的に、

【参考】 認可保育所、認可外(無認可、私設)保育所、認証保育所について

- ・認可保育所…児童福祉法や児童福祉施設最低基準を満たし、都道府県知事の認可を受けた保育所→
- ・認可外保育所…国の基準を満たしていない保育所
- ・認証保育所…東京都独自の基準を満たし、東京都からの認証を受けた保育所

【日本における幼児教育略史】

幼稚園の歴史		保育所の歴史	
1871	文部省設置	1871	垂米利加婦人教授所
1872	学制発布、「幼稚小学」の規定		
1873	鴨東幼稚園		
1875	龍正寺幼稚園、柳池幼稚園遊嬉場		
1876	<u>東京女子師範学校附属幼稚園設立</u>		各地に子守学校・農繁期託児所
1879	教育令にて学校と区別、 <u>文部省管下</u>		
1880	5園(国1、公3、私1)、426人		
1882	文部省、簡易幼稚園奨励		
1885	30園(国1、公21、私8)、1,893人		
1899	「幼稚園保育及設備規定」	1890	新潟静修学校内に託児所
1900	「小学校令施行規則」 <u>二葉幼稚園</u>	1894	大日本紡績東京深川工場に託児所
1905	幼稚園数 300 超		
1909	全府県において計 443 園	1904	戦時託児所の増加
		1908	感化救済事業としての保育事業 <u>託児所は内務省管下</u>
		1916	二葉幼稚園が二葉保育園に改称
		1919	<u>大阪に最初の公立託児所</u>
1921	文部省による幼稚園調査	1923	関東大震災による託児所増加
1926	<u>幼稚園令</u>	1929 ~	労働運動の一環としての託児所要求
1937	支那事変(日中戦争)起こる	1938	<u>厚生省新設、保育所を管轄</u> 「社会事業法」
1943	女子生徒を保育施設に動員		
1944	「幼稚園閉鎖令」 託児所へ移行	1945	疎開保育所、終戦後野外保育
1947	「 <u>学校教育法</u> 」施行	1947	「 <u>児童福祉法</u> 」施行

問1 戦前と戦後の教育行政の違いについて、以下の空欄を埋めなさい。

戦前の日本においては、大日本帝国憲法の下、教育は天皇の大権事項とされ、(①)により定められ、行われていた。これを、教育行政の(②)という。それに対して、戦後の日本では、教育に関する重要事項は、分野にかかわらず(③)によって規定されることになった。これを教育行政の(④)という。

問2 ①幼保二元体制とは何か、説明しなさい。その際、以下の語群の用語を使用してかまわない。

【語群】同じ、異なる、省庁、根拠法令、教育や保育の基準、設置、管理、運営、歴史、目的、対象となる子ども、資格、教育課程、保育内容、施設の種類、設置者、設置基準、保育時間

②幼稚園と保育所の違いについて、以下の空欄に適切な用語を挿入しなさい。

	幼稚園	保育所(認可保育所)
所管省庁	_____	_____
根拠法令	_____	_____
施設の基準文書	_____	_____
施設の区分	_____ (幼稚園)	_____ (保育所)
目的	幼児を_____し、幼児の健やかな成長のために適当な_____を与えて、その心身の発達を_____すること	_____乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて_____を行うこと
入園・入所対象	満_____歳～_____の幼児	_____歳～_____の「_____」乳幼児
年間開設日数	<u>39週以上</u>	300日
一日の保育時間	<u>標準</u> 時間※預かり保育(H12～)	<u>原則</u> 時間 ※延長保育(S56～)
長期休暇	あり	なし
教育課程・保育内容	_____ (_____) に従い各園が教育課程を編成・実施	_____ (_____) に基づき各所が保育・指導計画を作成・実施
入所契約の形態	保護者と施設の_____契約	保護者と_____の契約(入所要件あり)
保育者の名称	_____	_____
保育者の資格	_____ (専修、一種、二種)	_____
歴史		

問3 以下の空欄に適切な文言を挿入せよ。(第11テーマの予習的も含む)

・幼保二元体制とは、幼稚園と保育所が、異なる()のもとで設置され、異なる()によって管轄され、異なる()の基準のもとで日常的に運営されている体制を指す。

両者は、幼稚園が3歳から就学前の幼児を、保育所が0歳から就学前の()子どもを受け入れるなど、入園・入所対象も異なる。

・幼保二元体制には、大きく()と()という二つの問題がある。

・幼保二元体制の問題を解消するための考えや方策を、広く幼保()化という。たとえば、2015年4月に始まった()新制度のもとでは、従来の()認定こども園の改革や、()の導入と整備により、幼保二元体制の問題に対応しようとしている。